

環境省はこのほど、2019年度に新たに判明した産業廃棄物の不法投棄件数が前年度から4件減り151件だったと発表した。不法投棄量は7万6000ト。前年度比51.6%減少したものの、不法投棄された産廃の種類を細かく見るとリサイクル業界関係者の懸念が現実化している状況が浮き彫りになった。国内処理が喫緊の課題である廃プラスチックなどの増加だ。

「廃プラスチック輸出量は中国の輸入規制を契機に大幅に減少し、国内での処理費上昇、在庫増加、リサイクル施設の受け入れ基準の強化など廃プラスチックに難しい課題が発生している」

東京都環境局と東京都環境公社が1月18日から25日にかけてオンラインで公開した排出事業者向けの廃プラスチック対策セミナー。東京都環境公社の齊

廃プラスチックの不法投棄が増加

ニュースの周辺

藤和弥常務理事は冒頭のあいさつで廃プラスチックを取り

さいたま市で発生した廃プラスチック5250トに上る不適正処理事案だ。行政は廃プラスチック類の所有権を主張している土地所有者に対して撤去するよう指導していると報告するが、齊藤常務理事が指摘するように処理費が上昇している現状で土地所有者が残され

タイヤ20トでいずれも増加。加えて前年度はなかったシュレッターダストの不法投棄も10ト確認された。

背景にあると考えられるのが中国の廃棄物輸入規制だ。日本の廃プラスチック輸出は17年時点で約143万ト。このうち50〜60%が中国本土へ輸

行き場失い国内滞留

適正処理できる体制急務

巻く厳しい現状を説明した。

「借地に廃プラスチック類約1万5000立方トを残したまま事業者が破産手続きを開始し土地所有者が残された廃プラスチック類を引き取った。土地所有者は当初廃プラスチック類を売却しようとしたが、売却できず現在も保管されている」

「借地に廃プラスチック類約1万5000立方トを残したまま事業者が破産手続きを開始し土地所有者が残された廃プラスチック類を引き取った。土地所有者は当初廃プラスチック類を売却しようとしたが、売却できず現在も保管されている」

た廃プラスチックを撤去するのは容易ではない。こうした現状を反映したように、廃プラスチックの不法投棄や不適正処理事案が全国で増加している。環境省によると、19年度に新たに判明した不法投棄廃棄物の中で、廃プラスチック類が862トと前年度の2.7倍に急増した。内訳は農業系99ト、建設系426ト、廃

行き場を失った廃プラスチックが国内に滞留する。この影響で最終処分場は逼迫し廃プラスチックの処分費用が高騰。例えば北陸地区では18年、19年と2年連続で30〜40%の処分の値上げを要求された金属リサイクル業者もいて、「このままでは必ず不法投棄が出てくる」と懸念の声があがっていた。

業界関係者の懸念が現実になった格好だが、問題は廃プラスチックにとまらな

い。金属くずの不法投棄も382ト確認されており前年度から10%増加した。

金属くずに対しても中国は輸入規制を導入。一例を上げれば加工現場で発生する銅とアルミの削り粉が混ざったような選別が難しい金属くずの買い手がいなくなり輸出できなくなつた。この種のスクラップは「ただでもいから引き取ってほしい」という要請があつても「と北陸地区の金属

リサイクル業者が話すように、国内でも買い手がない。行き場を失つたこれらの金属くずは、人知れず山奥に不法投棄される可能性があるだろう。

中国は昨年11月から再生原料規格をスタートさせた。ライセンスがなくても日本から非鉄スクラップを輸出できるようになった。しかしダストなどの混入のない「再生原料」として利用可能なものに限られる。

こうなると日本はあらゆる廃棄物を国内で適正に処理できる体制を整えなければ、不法投棄は今後も増え続ける。これまでの処理、リサイクルのあり方が大きく変わってくる。廃プラスチック対策セミナーで東京都環境公社の齊藤常務理事はこう説明した。廃プラスチックに限らず金属を含めたあらゆる資源の循環体制を一刻も早く整える必要がある。

(増田 正則)